

2月14日からの大雪により被害を受けられた皆さまへ

2月14日からの大雪により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧と、皆さまのご健康を心よりお祈り申し上げます。

弊社では、下記の災害救助法適用地域で被災されたご契約者様からお申出をいただいた場合には、「継続契約の締結手続き」および「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予を設ける特別措置を実施いたします。本取扱いの適用をご希望のご契約者様は、弊社お問い合わせ窓口までお申出ください。

災害救助法適用地域（厚生労働省発表）

災害救助法適用市町村		法適用日
長野県	茅野市、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、諏訪郡富士見町	平成26年2月15日
群馬県	安中市	平成26年2月15日
群馬県	藤岡市、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町	平成26年2月17日
群馬県	沼田市	平成26年2月18日
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韭崎市、笛吹市、上野原市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、南都留郡忍野村、南都留郡山中湖村、南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村	平成26年2月15日
山梨県	北杜市、甲州市、南都留郡西桂町	平成26年2月18日
山梨県	南アルプス市、南都留郡道志村	平成26年2月21日
埼玉県	秩父市、飯能市、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀬町、秩父郡小鹿野町、児玉郡神川町	平成26年2月17日

※ 今後、災害救助法の適用地域が追加された場合、追加地域のご契約者様へ同様の特別措置を実施します。

<お問い合わせ先>

ペット&ファミリー少額短期保険株式会社

0120-584-412

受付時間：9:00~17:00（土日祝日・年末年始を除く）

以上